

## 深谷市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

令和2年12月14日福祉健康部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（面的な体制であって、地域における複数の事業所が第4条で掲げる機能を分担することにより障害者等を支援するものに限る。）をいう。

(実施主体)

第3条 深谷市地域生活支援拠点等整備事業の実施主体は、深谷市とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に対し、事業の一部又は全部を委託することができる。

(地域生活支援拠点等の機能)

第4条 地域生活支援拠点等における機能は、次に掲げるとおりとする。

(1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対し、専門的な対応の体制確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録等)

第5条 前条に掲げる機能を担おうとする者は、深谷市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)に、地域生活支援拠点等を担う事業所であることを規定した運営規程を添えて、市長に申請するものとする。

なお、申請にあたっては、次の項目等について事前に協議し、地域生活支援拠点等の整備の方向性を共有するものとする。

(1) 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等

(2) 実際に支援を行う場合の連携方法等

(3) 拠点関係機関との連携担当者の配置

(4) 整備状況の公表に係る周知方法等

2 市長は前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録を行い、深谷市地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

3 市長は地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を深谷市地域生活支援拠点等事業所名簿により整備し、公表を行うものとする。

4 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに深谷市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書(様式第3号)を市長に届け出るものとする。

5 市長は前項の届出を受けたときは、当該事業所に係る深谷市地域生活支援拠点等事業所名簿の記載内容を変更するとともに、深谷市地域生活支援拠点等事業所登録変更通知書(様式第4号)により、その旨を通知するものとする。

6 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、当該登録を廃止又は休止するときはその1月前までに、休止した当該地域生活支援拠点等の機能を担う事務所を再開したときは

再開後10日以内に、深谷市地域生活支援拠点等事業所廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）を届け出るものとする。

7 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所が、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定をするときは、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

8 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、実施した事業の内容の記録を作成のうえ、5年間保存し、実施主体等から求めがあった場合は提出しなければならない。

（個人情報保護）

第6条 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

（その他）

第7条 この要綱において定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和4年1月7日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

深谷市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

深谷市長 様

申請者（設置者）

所在地

事業者名

代表者名

深谷市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、拠点事業を行う事業所を登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
地域生活支援拠点等として担う機能（加算）	
市との事前協議日	年 月 日
連携及び調整に従事する者の氏名	
開始予定年月日	年 月 日

添付書類：運営規程

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

深谷市長

深谷市地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業所の登録について、深谷市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第5条第2項の規定により次のとおり決定しましたので、同項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
地域生活支援拠点等として担う機能（加算）	
開始年月日	年 月 日

様式第3号（第5条関係）

深谷市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日

深谷市長 様

届出者（設置者）

所在地

事業者名

代表者名

深谷市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第5条第4項の規定に基づき、次のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

登録内容を変更した事業所	名称	
	所在地	
変更内容及び理由	【内容】	
	【理由】	
変更年月日		年 月 日

様式第4号（第5条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

深谷市長

深谷市地域生活支援拠点等事業所登録変更通知書

年 月 日付で届け出のありました事業所の登録について、深谷市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第5条第5項の規定により次のとおり決定しましたので、同項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
変更内容	
変更年月日	年 月 日

様式第5号（第5条関係）

深谷市地域生活支援拠点等事業所廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

深谷市長 様

届出者（設置者）  
所在地  
事業者名  
代表者名

次のとおり事業の 廃止・休止・再開 をしましたので届  
け出ます。

廃止・休止・再開 する事業所	名 称	
	所 在 地	
	事業の種類	
	事業所番号	
廃止・休止・再開する年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現に地域生活支援拠点等事業 にて受け入れている者に対す る措置 (廃止・休止した場合のみ)		
休 止 予 定 期 間 ( 休 止 の 場 合 の み )	年 月 日から 年 月 日まで	